

## 【やむを得ず通行禁止道路を車で通行したい場合】

### 〔通行許可の対象となる車両〕

- 車庫等に入出入りする車両
- 身体の障害のある者を輸送する車両
- 生活必需品等を搬送する車両
- 業務上又は社会習慣上やむを得ないと認められるもの

で、通行することがやむを得ないと認められる場合に限られます。

### ※交通規制の対象から除く車両

(兵庫県道路交通法施行細則 第2条第2項及び第3項 抜粋)

- ①工作物の破壊、危険物の爆発、火災その他の変事が発生した場合に、被害を防止し、又は被害を軽減するため使用中の車両
- ②道路交通法施行令第14条の2の規定による道路維持作業用自動車で、道路の維持、修繕等の作業のため使用中のもの
- ③公職選挙法に基づく選挙運動又は政治活動のため使用中の自動車
- ④廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物収集のため使用中の車両

### 〔通行許可申請方法〈許可を受けようとする期間〉〕

#### ○7日未満の場合

姫路警察署の交通課、交番、駐在所で通行許可申請をしてください。

その際、自動車検査証、運転免許証、印鑑が必要です。

#### ○7日以上の場合

姫路警察署の交通課で通行許可申請をしてください。その際、自動車検査証(写し)、運転免許証(写し)、通行しようとする区間の略図、その他必要な書類(駐車場の契約書写し等)、印鑑が必要です。

※ 通行規制区間周辺の警察署・交番を参考に添付します。(裏面参照)

詳しくは、姫路警察署 交通第一課 交通規制係 TEL 079-222-0110 へ  
ご相談ください。

通行規制区間周辺の警察署・交番

